平成２４年（フ）第１１７６号
横浜市鶴見区上末吉２丁目11番８号
債務者　山元美佐子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０号
静岡市駿河区桃園町３番１号　市営桃園団地21号
債務者　原田　　彊
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７１号
静岡市駿河区池田2435番地の１　シンセア静岡105号
債務者　武田　　康
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８８号
川崎市川崎区渡田東町18番18号　ひかりコーポ渡田東町301、前住所川崎市川崎区小田５丁目10番３号
債務者　中山　壽彦
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１５４号
横浜市鶴見区岸谷３丁目２番23―502号
債務者　浅野　　崇
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２号
熊本県天草市北浜町2658番地３
債務者　船津　真弓
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１６号
島根県浜田市相生町2022番地６　101
債務者　大畑　文佳
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第６８３１号
東京都昭島市郷地町３丁目１－７―602
債務者　堀越　知行
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８１号
東京都世田谷区代田３丁目34―８
債務者　松下由里子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９２６号
千葉県松戸市松戸新田271　第２フラワーシャトー106
債務者　大原美智子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９２９号
東京都江東区南砂５丁目４－４―301
債務者　小山　兼一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９３７号
東京都港区高輪３丁目16―１―302
債務者　飯塚　雅之
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４６号
東京都荒川区東日暮里３丁目６－２―103
債務者　須賀　義信
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４７号
東京都目黒区目黒１丁目５―24―202
債務者　小松　英之
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４８号
東京都目黒区鷹番２丁目11―６
債務者　安田　勝男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４９号
東京都練馬区向山３丁目15―20―103
債務者　豊田　未央
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部